

島尻消防、清掃組合火災予防条例の一部改正の概要

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号）が平成23年12月21日に公布され、平成24年7月1日に施行されることに伴い、危険物の第1類に、「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物（別名：過炭酸ナトリウム）」が追加されることから、当該改正により、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるものに対し、島尻消防、清掃組合火災予防条例（昭和51年2月10日条例13号）に規定されている技術基準について、所要の経過措置を定めるもの。

平成24年7月1日・・・危険物の追加に係る改正の施行日

改正内容

当該改正に伴い、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるものについて、

当該物質を貯蔵し、又は取り扱う配管の構造の技術上の基準について、一定の条件を満たす場合は、適用しない

当該物質を収納する容器への表示について、施行日から1年半（平成25年12月31日までの間）は適用しない

当該物質を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準について、一定の条件を満たす場合は、施行日から1年間（平成25年6月30日までの間）は適用しない

届出は、施行日から半年間（平成24年12月31日まで）は適用しない旨を附則において規定する。